

R 7 大津留浄水場汚泥脱水ケーキ運搬
及び処分業務委託

仕 様 書

令和7年3月

大 分 県 企 業 局

汚泥脱水ケーキ運搬及び処分業務委託仕様書

1 (業務委託内容)

本業務は、企業局の汚泥脱水処理施設において、含水率50%程度に脱水された、産業廃棄物である汚泥ケーキを運搬車に積込み、受託者の中間処理場に運搬のうえ、中間処理し有用物に転換する業務委託である。必ず、再生利用することが必須条件である。

2 (一般事項)

- (1) 本業務は、大分県契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令を遵守し、本仕様書により履行しなければならない。
- (2) 受託者は、契約後本仕様書に基づき企業局と詳細な打合せを行わなければならない。
- (3) 本業務履行中、企業局及び第三者に損害を及ぼしたときは、受託者の責任において賠償しなければならない。
- (4) 本業務において、作業員の事故、機器の盗難、紛失等が生じても企業局は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 浄水場内において、本業務に使用する機器置場等の用地は、無償で貸与する。

3 (汚泥ケーキの積込)

汚泥ケーキの積込みは、ケーキヤードで行うものとし、積込重機等は受託者の負担とする。

4 (汚泥ケーキの運搬)

汚泥ケーキの運搬は、ケーキヤードから受託者の中間処理場までとし、運搬車は受託者の負担とする。

5 (汚泥ケーキの中間処理)

汚泥ケーキの中間処理は、産業廃棄物処分業の許可を受けている方法で、行うものとし、処理に係わる一切の機器、経費等は受託者の負担とする。

6 (その他)

- (1) 受託者は、当局の搬出要請に応じて、遅滞なく汚泥ケーキの搬出を行わなければならない。
- (2) 受託者は運搬を行うたびに、搬出汚泥ケーキの計量を検定済みの計量器（計量器を所持していない場合は、一般計量証明事業登録者の所持する計量器）にて正確に行い、委託業務日報（様式1）を当局に提出しなければならない。
- (3) 受託者は運搬を行う場合においては、ケーキヤード内の汚泥を完全に搬出しなければならない。また、積込み終了後は、積込み場所の清掃を行い、当局に運搬業務終了の報告をしなければならない。
- (4) 受託者は、産業廃棄物マニフェストを搬出の都度、当局へ提出するものとする。
- (5) 受託者は、(様式2)のとおり、月末に汚泥ケーキの搬入量、有用物としての出荷量及び出荷先を証明できる資料等を添えて提出すること。
- (6) 汚泥ケーキが適正に中間処理され、有用物として活用されていることを確認するため、適宜受託者の中間処理施設、出荷先の立入調査を行うので協力すること。
- (7) 契約期間内に運搬した汚泥ケーキは、契約期間終了後といえども受託者の責任において中間処理、有用物として有効利用すること。

7 (暴力団関係者等による不当介入の排除対策)

受注者は、当該委託にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。また、落札者が次の①から⑤のいずれかに該当することが確認された場合はその者と契約を締結しない。

(暴力団等の契約からの排除)

(1) 受注者は、次の①から⑦のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、契約解除要件に該当するため注意すること。

また、落札者が次の①から⑤のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約しない。

- ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ この契約に関し、受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(2) 再委託契約等の相手方に対しても、上記(1)の趣旨について周知すること。

様式 1

業 務 日 報

大分県企業局 局長 殿

年月日	
車 番	
総 量	kg
風 袋	kg
正 味	kg
浄 水 場 名	浄水場
汚泥処理場責任者	印
重 量 計 量 者	印
運 搬 車	印
許 可 番 号	
<p>上記のとおり搬出したので 報告します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>印</p> <p>TEL</p> <p>FAX</p>	

様式 2

有用物出荷報告書

大分県企業局 局長 殿

項 目	単 位	重 量
前月末出荷残量	t	
今月ケーキ搬入量	t	
計	t	
今 月 出 荷 量	t	
今月末出荷残量	t	
<p>上記のとおり出荷したので報告します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>受託者 印</p> <p>TEL</p> <p>FAX</p>		

大津留浄水場汚泥脱水ケーキ運搬及び処分業務委託見積に当たっての注意事項

- 1 見積は、別添の大津留浄水場汚泥脱水ケーキ運搬及び処分業務委託仕様書及び本注意事項を熟読のうえ、ケーキヤードを十分調査して行うこと。
- 2 令和7年度の汚泥ケーキの処分委託量は、約1,100ト程度と予想される。
- 3 見積金額は、令和7年度の汚泥ケーキ処分量1ト当たり単価とする。
- 4 入札書には、消費税抜きの価格を記載するものとする。